

社会福祉法人葵会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人葵会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受けとる報酬、及び実費弁償費が発生した場合、適宜に支給する費用を含む。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（実費弁償費が発生した場合に適宜支給）
- (2) 非常勤の役員 報酬（実費弁償費が発生した場合に適宜支給）
- (3) 評議員 報酬（実費弁償費が発生した場合に適宜支給）

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条（評議員の報酬等）で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- (2) 各々の評議員の報酬は、別表第3に定める額とする。
- (3) この法人の全理事の報酬総額は、年間12,720,000円以内とする。
- (4) この法人の全監事の報酬総額は、年間350,000円以内とする。
- (5) 非常勤役員の報酬は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法及び形態)

第5条 以下の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 1 常勤理事に対する報酬は、銀行振込にて毎月25日に支給する。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給)
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を差し引いて支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な条項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、評議員会の決議を受けること。

附 則

この規程は、平成29年6月18日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月16日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月11日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月18日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月12日より施行する。

附 則

この規定は、令和6年12月19日より施行する。

【別表第 1】（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円

【月額には交通費は含まれておらず、別途 4,100 円を支給】

但し、令和 5 年度は月額 500,000 円、令和 6 年度は月額 750,000 円
令和 7 年度以降は月額 1,000,000 円とする。

【別表第 2】（非常勤の役員の報酬等）

名 称	日 額	実費弁償費
理事会※評議員会への出席	10,000 円	発生した場合に適宜支給
理事会への出席 (大阪以東在住者)	40,000 円	発生した場合に適宜支給
上記の他、法人・施設 業務のため出勤	10,000 円	発生した場合に適宜支給

但し、日額は源泉所得税控除後の額とする
(令和 7 年度より)

※役員が評議員会に出席を求められる場合。

【別表第 3】（評議員の報酬等）

名 称	日 額	実費弁償費
評議員会への出席	10,000 円	発生した場合に適宜支給
評議員会への出席 (大阪以東在住者)	40,000 円	発生した場合に適宜支給
上記の他、法人・施設 業務のため出勤	10,000 円	発生した場合に適宜支給

但し、日額は源泉所得税控除後の額とする
(令和 7 年度より)